

社会保険

いばらき

8

短時間労働者に対する適用拡大が始まります。

2016 August
NO.457

- 日本年金機構からのお知らせ
- 「茨城県禁煙認証制度」のご案内
- 茨城県社会保険協会からのお知らせ



「海の造形」(撮影・日立市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

健康保険の適用拡大が始まります

3 賃金の月額が8.8万円以上であること

週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた所定内賃金の額が、8.8万円以上である場合となります。ただし、次に掲げる賃金は除きます。

【除外対象】

- 臨時に支払われる賃金及び1月を超える期間ごとに支払われる賃金（例：結婚手当、賞与等）
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
- 最低賃金法で算入しないことを定める賃金（例：精皆勤手当、通勤手当、家族手当）

※なお、被保険者資格取得届、算定基礎届等の届出をしていただく際の「報酬月額」については、短時間労働者についても一般の被保険者と同様に、臨時に支払われる賃金以外の時間外手当、精皆勤手当、通勤手当等も含めて届出をしていただくこととなります。

4 学生でないこと

生徒または学生は適用対象外となります。（雇用保険の取扱いと同様）
ただし、次に掲げる方は被保険者となります。

- 卒業見込証明書を有する方で、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の方
- 休学中の方
- 大学の夜間学部および高等学校の夜間等の定時制の課程の方等

詳しくは日本年金機構のホームページをご覧くださいか、管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

日本年金機構HP：<http://www.nenkin.go.jp/>

厚生労働省からのお知らせ

キャリアアップ助成金が拡充されました

平成28年4月からキャリアアップ助成金が拡充され、労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し、厚生年金保険等の適用対象とした場合の助成額が、1人当たり20万円（大企業は15万円）となりました。詳細は最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせ下さい。

※10月以降は、労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、厚生年金保険等の適用対象とした場合に助成（助成額は同額）

日本年金機構からのお知らせ

短時間労働者に対する厚生年金保険

平成28年10月1日から、**特定適用事業所**に勤務する**短時間労働者**は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

- 短時間労働者が厚生年金保険等の適用対象となると、将来、基礎年金に加え、報酬比例の厚生年金を受け取ることができるようになるなど、所得保障が手厚くなります。
- 特定適用事業所および短時間労働者の要件については以下のとおりです。
- 適用拡大の事務手続きについては、平成28年8月下旬にご案内する予定です。

特定適用事業所の要件

法人・個人・地方公共団体に属する適用事業所

- 同一事業主の適用事業所の厚生年金保険の被保険者数の合計が、1年で6カ月以上、500人を超えることが見込まれる場合は、特定適用事業所として短時間労働者の適用拡大の対象になります。

国に属する適用事業所

- 国の機関（立法・司法・行政）を全て合せて一つの単位として特定適用事業所に該当するかを判断するため、国に属する全ての適用事業所が特定適用事業所として短時間労働者の適用拡大の対象となります。

短時間労働者の要件

勤務時間、勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④のすべてに該当する方が適用拡大の対象となります。

① 週の労働時間が20時間以上であること

週の「所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべき時間をいいます。（雇用保険の取扱いと同様です。）

② 雇用期間が1年以上見込まれること

- 期間の定めがなく雇用される場合
- 雇用期間が1年以上である場合
- 雇用期間が1年未満であり、次のいずれかに該当する場合
 - ・ 雇用契約書に契約が更新される旨または更新される可能性がある旨明示されている場合
 - ・ 同様の雇用契約により雇用された者について更新等により1年以上雇用された実績がある場合

※雇用契約の始期において、雇用期間が1年以上見込まれる場合は被保険者となります。ただし、法施行日（平成28年10月1日）より前から引き続き雇用されている方については、法施行日から起算して雇用期間が1年以上見込まれるか否か判定します。また、当初は雇用期間が1年以上見込まれなかったものの、契約更新等により、その後1年以上雇用されることが見込まれることとなった場合は、その時点（契約締結日等）から被保険者となります。

日本年金機構からのお知らせ

厚生年金保険の標準報酬月額の下限に新たな等級が追加されます

平成28年10月1日より、厚生年金の現在の標準報酬月額の等級表に新たな等級（第1等級：88千円）が追加されます。

改正前				改正後			
標準報酬		報酬月額		標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満	等級	月額	円以上	円未満
				1	88,000		~ 93,000
1	98,000		~ 101,000	2	98,000	93,000	~ 101,000
2	104,000	101,000	~ 107,000	3	104,000	101,000	~ 107,000
3	110,000	107,000	~ 114,000	4	110,000	107,000	~ 114,000
			}				}
30	620,000	605,000	~	31	620,000	605,000	~

健康保険等の被扶養認定の同居要件が一部変更になります

平成28年10月1日より、健康保険・船員保険の被扶養認定における兄姉の同居要件が廃止されます。

健康保険法および船員保険法による被保険者の兄姉と弟妹の被扶養認定要件については、兄姉（被保険者との同居要件あり）と弟妹（同居要件なし）の間に差が設けられていましたが、**兄姉の同居要件が廃止**されるため、同居の確認書類の添付は不要となります。

※収入要件に変更はありません。

	被扶養対象者	同居要件
変更前	①被保険者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）、子、孫および弟妹	無
	②ア. 被保険者の三親等以内の親族で、①以外のもの イ. 内縁関係にある配偶者の父母および子 ウ. イの配偶者の死亡後におけるその父母および子	有
	①被保険者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）、子、孫および 兄姉 弟妹	無
変更後	②ア. 被保険者の三親等以内の親族で、①以外のもの イ. 内縁関係にある配偶者の父母および子 ウ. イの配偶者の死亡後におけるその父母および子	有

詳しくは管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

「賞与支払届」の提出はお済みですか

被保険者に賞与を支払った場合は、支払った日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要です。まだ、提出がお済みでない場合は、至急「賞与支払届」に「賞与支払届総括表」を添付してご提出ください。

また、**事前登録された賞与支払予定月に賞与の支払いがない場合でも、「賞与支払届総括表」のみ提出が必要**となりますので忘れずにご提出ください。

（④支給・不支給の欄の「不支給 1」に○を付けてご提出ください）

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金 賞与支払届

検索

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

「茨城県禁煙認証制度」のご案内

協会けんぽでは、茨城県が行う禁煙認証制度と連携し、加入事業所さまの全面禁煙化を応援しています。認証された事業所さまには**ステッカー（2枚）**を贈呈しますので、ぜひご申請ください！



禁煙認証施設の申請をするには、次の**どちらかの要件**を満たす必要があります

建物内 禁煙（認証要件3つ）

- 建物内を終日全面禁煙としている
- 建物内が禁煙であることを標示している
- 建物内に灰皿を置いていない

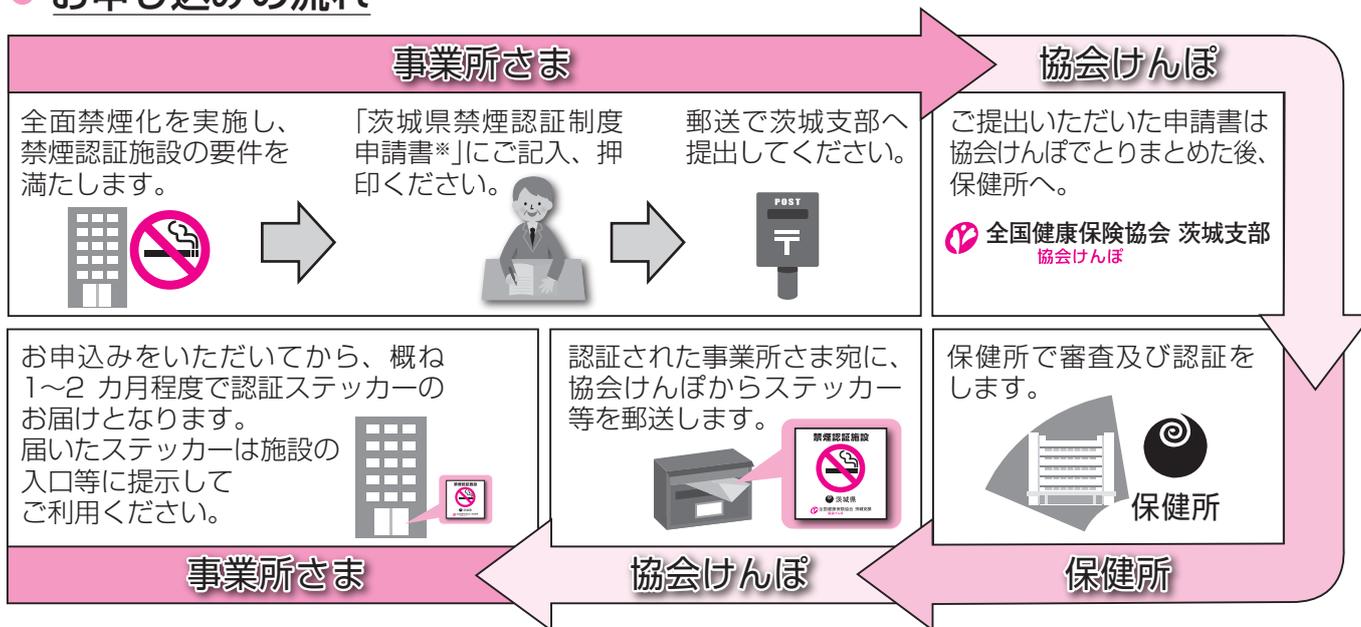
敷地内 禁煙（認証要件4つ）

- 敷地内を終日全面禁煙としている
- 敷地内が禁煙であることを標示している
- 敷地内に灰皿を置いていない
- 敷地内に吸殻が落ちていない

※ **建物**とは、同一敷地内にある**全ての自社建物**です。

※ 複数の事務所が入居するビルなどでは、複合施設全体で全面禁煙に取り組んでいる場合に認証されます。

● お申し込みの流れ



※ 「茨城県禁煙認証制度申請書」は、協会けんぽ茨城支部のホームページからダウンロードできます

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>
☎029-303-1584（保健グループ）

茨城県社会保険協会からのお知らせ

平成28年度社会保険協会費納入のお願い

茨城県社会保険協会の各種事業につきましては、会員事業主の皆様から納めていただく会費で運営されております。平成28年度社会保険協会費納付書につきましては、今年4月に各会員事業所あてお送りさせていただきました。すでに多くの事業主様より会費の納入をいただいておりますが、まだ納入されていない事業主様におかれましては、納入にご協力いただきますようお願いいたします。

事業所名称・所在地等を変更された時は
茨城県社会保険協会へもご連絡をお願いいたします。

茨城県社会保険協会では、広報紙「社会保険 いばらき」(年6回)や「協会事業のご案内」等を会員事業所様へお送りしておりますが、こうした送付物を確実にお届けするために、事業所名称や所在地等を変更された時は、日本年金機構への届出とともに、茨城県社会保険協会へもご連絡をお願いいたします。変更届の用紙につきましては、当協会へご連絡をいただくか、茨城県社会保険協会のホームページからダウンロードしていただき、郵送またはFAXによりご提出をお願いいたします。

変 更 届	
平成 年 月 日	
一般財団法人茨城県社会保険協会 殿	
変更前	
事業所整理記号(必須)	
事業所名称(必須)	
事業所所在地(必須)	
変更後(該当する欄をご記入ください)	
ふりがな	
事業所名称	
事業主または事業所を代表する者	◎
事業所所在地	〒
電話番号	
被保険者数	名
事業所整理記号	
<small>※変更届送付時の年金事務所へ届出する際、当協会の印を記入下さい。 ※事業所整理記号は、01～04又は01ABC部、又は種別付録の氏名上部を10の部号(数字7桁)とし(18桁)の数字をご記入ください。 ※この変更届にご記入いただいた情報は、当協会事業以外の目的には使用いたしません。</small>	
FAX送信先 一般財団法人茨城県社会保険協会 029-231-2522 〒310-0021 水戸市南町三丁目4番12号 常陽海上ビル8階 Tel. 029-226-8005 Fax 029-231-2522	

お問い合わせ・お申込みは

一般財団法人茨城県社会保険協会

〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階
 電話 029-226-8005 FAX 029-231-2522

茨城県社会保険協会

検索